

平成 24 年度 内閣府税制改正要望

平成 23 年 9 月 30 日

内 閣 府

1. 沖縄振興の推進

(1) 観光

- 国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に係る課税の特例措置（観光振興地域の廃止・見直し）
- 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除（関税免除対象に海路客を追加・延長）
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置（全国に対し 1/2 の軽減措置の延長）

(2) 物流

- 国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る課税の特例措置（自由貿易地域及び特別自由貿易地域の廃止・見直し）
- 関税の選択課税制度及び許可手数料の軽減（延長）
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔再掲〕

(3) 情報通信

- 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る課税の特例措置（現行措置の拡充・延長）

(4) 金融

- 金融業務特別地区に係る課税の特例措置（現行措置の拡充・延長）

(5) 産業イノベーション

- 産業イノベーション地域（仮称）に係る課税の特例措置（産業高度化地域の廃止・見直し）

(6) 中小企業

- 経営革新計画に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）
- 経営基盤強化計画に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）

(7) 環境・エネルギー

- 沖縄の電力用途の石炭及びLNGに係る石油石炭税の免税措置（現行措置の延長（一部新設））
- 沖縄電力（株）に係る固定資産税の軽減措置（現行措置の延長）

- 産業イノベーション地域（仮称）内における再生可能エネルギー設備の導入を促進するための特例（新設）
- 産業イノベーション地域（仮称）内における電気事業用設備に係る特例（新設）（現行の措置の拡充・延長）

（８）離島振興

- 沖縄の離島の旅館業に係る特例措置（現行措置の延長）

（９）地域振興と県民生活の支援

- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（現行措置の延長）
- 揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（現行措置の延長）

（１０）駐留軍用地跡地利用の促進

- 駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置（新設）

２．地域活性化の推進

- 構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充（現行措置の拡充）
- 特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例（新設）

３．民間資金等活用事業（PFI）の推進

- 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設（新設）

４．特定非営利活動等の促進

- 認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化（新設）
- （その他）被災地で活動を行う特定非営利活動法人への指定寄附金の指定間接的な支援を行う公益社団・財団法人への指定寄附金の指定

５．公益活動の促進

- 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度（現行措置の拡充）

６．子ども・子育て支援の推進

- 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置（新設）

７．科学技術の振興

- 国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置（新設）

8. 防災対策の推進

- 街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設（新設）
- 大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設（新設）

9. 男女共同参画の推進

- 配偶者控除の見直し（縮小・廃止を含めた見直し）

1. 沖縄振興の推進

(1) 観光

●国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に係る特例措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）事業所税、特別土地保有税

概要

外国人観光客の誘客拡大、観光の高付加価値化、沖縄の独特の自然・文化の活用に対応し、沖縄のリーディング産業である観光を拡大するため、現行の観光振興地域を抜本的に改編し、地域の個性を活かし、きめ細かな観光振興を図るため、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に係る特例措置を新設する。

要望内容

- ・観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る））の新增設に係る投資税額控除の拡充（控除率 機械等 15%→25%、建物等 8%→15%、法人税額の 20%上限の撤廃、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、取得価額上限 20 億円の撤廃、最低取得価額要件の緩和）※現行の観光振興地域に係る特例と比較
- ・事業所税 資産割 課税標準 1/2
- ・特別土地保有税の非課税措置
- ・適用期限 5 年

※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。

＜経済産業省・国土交通省と共同要望＞

●沖縄型特定免税店制度〔拡充〕

＜税目＞（関税）

概要

沖縄におけるショッピングの魅力を高め、観光振興に寄与するため、輸入品についての関税の免除を行う「沖縄型特定免税店制度」を延長するとともに、拡充する。

要望内容

沖縄から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除を延長（5年）するとともに、免税対象者に、現行の空路で出域する旅客に加え、海路で出域する旅客を追加する。

<経済産業省と共同要望>

●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔延長〕

<税目>（国税）航空機燃料税

概要

沖縄の観光と物流の振興のため、交通コストの低減を目的とした沖縄路線（本土－那覇）に係る航空機燃料税の軽減措置を延長する。

要望内容

沖縄路線に係る航空機燃料税について、全国（18,000円/kℓ）に対し、1/2軽減措置（9,000円/kℓ）を延長する（2年）。

<国土交通省と共同要望>

（2）物流

●国際物流拠点産業集積地域に係る課税の特例措置〔新設〕

<税目>（国 税）所得税、法人税

（地方税）事業所税、特別土地保有税

概要

沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流拠点形成を図りつつ、高付加価値化モノづくり企業等の新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を目指すため、現行の自由貿易地域・特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域に係る特例措置を新設する。

要望内容

- ・所得控除の拡充（控除率 35%→55%、認定要件の緩和（「新設から10年」→「認定から10年」、「専ら」要件の緩和等））
- ・投資税額控除の拡充（控除率 機械等 15%→25%、建物等 8%→15%、法人税額の20%上限の撤廃、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、取得価額上限 20億円の撤

- 廃、最低取得価額要件の緩和) ※現行の自由貿易地域・特別自由貿易地域と比較
- ・ 特別償却制度の新設 (償却率 機械等 50%、建物等 25%、建物と附属設備の同時取得要件なし)
 - ・ 対象業種の拡大 (無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業等を追加)
 - ・ 事業所税 資産割 課税標準 1/2
 - ・ 特別土地保有税の非課税措置
 - ・ 適用期限 5 年

● 関税の選択課税制度〔延長〕

<税目> 関税

概要

国際物流拠点産業集積地域を創設することに伴い、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において措置されている選択関税の制度等を延長する。

また、同地域内における保税蔵置場等の許可を受けた者が納付すべき保税蔵置場等の許可手数料の軽減を延長する。

要望内容

- ・ 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを輸入者が自由に選択できる制度の延長 (5 年)。
- ・ 保税蔵置場等に係る許可手数料軽減 (1/2) 制度の延長 (5 年間)。

<経済産業省と共同要望>

(3) 情報通信

● 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る課税の特例措置〔拡充〕

<税目> (国 税) 法人税

(地方税) 事業所税、特別土地保有税

概要

情報通信関連産業を沖縄により一層集積させるとともに、情報通信技術を活用する事業の拡大と一層の高付加価値を図り、さらに災害リスク分散等に対応した情報セキュリティの受け皿としての機能を強化するため、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る課税の特例措置を拡充する。

要望内容

- ・所得控除の拡充（控除率 35%→55%、認定要件の緩和（「新設から 10 年」→「認定から 10 年」、「専ら」要件の緩和等）
- ・対象地域の追加（「うるま市」等）
※以上、情報通信産業特別地区のみ
- ・投資税額控除の拡充（控除率 機械等 15%→25%、建物等 8%→15%、法人税額の 20%上限の撤廃、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、取得価額上限 20 億円の撤廃、最低取得価格要件の緩和）
- ・特別償却制度の新設（償却率 機械等 50%、建物等 25%、建物と附属設備の同時取得要件なし）
- ・対象業種の拡大（情報通信産業振興地域…インターネット付随サービス業（ASP^{※1}）等）、BPO^{※2}等の追加）（情報通信産業特別地区…バックアップセンター、セキュリティデータセンター等の追加）
- ・事業所税 資産割 課税標準 1/2
- ・特別土地保有税の非課税措置
- ・適用期限 5 年

（※1） ASP…アプリケーションサービスプロバイダ。業務アプリケーション・ソフトウェアをはじめとする各種システム機能をネットワーク経由で提供する事業者等のこと。

（※2） BPO…ビジネス・プロセス・アウトソーシング。企業が自社の業務処理（ビジネスプロセス）の一部を、外部委託すること。

<総務省及び経済産業省と共同要望>

（4）金融

●金融業務特別地区に係る課税の特例措置〔拡充〕

<税目>（国 税）法人税
（地方税）、特別土地保有税

概要

金融業務特別地区における金融業及び金融関連業の更なる集積及び高度化を図るため、特例措置を拡充する。

要望内容

- ・所得控除の拡充（控除率 35%→55%、直接人件費の 20%上限を撤廃、認定要件の緩和（「新設から 10 年」→「認定から 10 年」、「専ら」要件の緩和等）

- ・投資税額控除の拡充（控除率 機械等 15%→25%、建物等 8%→15%、法人税額の 20%上限の撤廃、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、取得価額上限 20 億円の撤廃、最低取得価格要件の緩和）
- ・特別償却制度の新設（償却率 機械等 50%、建物等 25%、建物と附属設備の同時取得要件撤廃）
- ・対象業種の拡大（特定投資家向け取引市場指定アドバイザー（NOMAD）等）
- ・特別土地保有税の非課税措置
- ・適用期限 5 年

（５）産業イノベーション

●産業イノベーション地域（仮称）に係る課税の特例措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）事業所税、特別土地保有税

概要

産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特例措置を新設する。

要望内容

- ・投資税額控除の拡充（控除率 機械等 15%→25%、器具等 15%、建物等 8%→15%、法人税額の 20%上限の撤廃、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、取得価額上限 20 億円の撤廃、最低取得価格要件の緩和）※現行の産業高度化地域と比較
- ・特別償却制度の拡充（償却率 機械等 34%→50%、器具等 34%、建物等 20%→25%、建物と附属設備の同時取得要件の撤廃、最低取得価格要件の緩和）
- ・対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備）
- ・事業所税 資産割 課税標準 1/2
- ・特別土地保有税の非課税措置
- ・対象地域の拡大

＜以上、経済産業省と共同要望＞

- ・産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除（沖縄特定試験研究費 50%）の新設
- ・先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設

- ・適用期限5年

(6) 中小企業

●特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の課税の特例措置〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

沖縄の特殊な事情を克服し、新たな取組みに挑戦する沖縄の中小企業を支援するため、中小企業経営革新支援制度を延長するとともに、対象業種を見直す。

要望内容

- ・投資税額控除の延長（控除率 機械等 15%、建物等 8%）
- ・特別償却制度の延長（償却率 機械等 34%、建物等 20%）
- ・対象業種の見直し
- ・適用期限5年

＜農林水産省と共同要望＞

●経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者が機械等を取得した場合の課税の特例措置〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

貿易構造及び材料の供給事情等外的経済環境の変化を受けやすく厳しい経営状況にある指定中小企業者（砂糖製造業）の経営基盤強化を支援するため、経営基盤強化計画制度を延長するとともに、対象設備を追加する。

要望内容

- ・割増償却制度の延長（償却率 27%）
- ・対象設備に構築物を追加

＜農林水産省と共同要望＞

(7) 環境・エネルギー

●沖縄の電力用途の石炭及びLNGに係る石油石炭税の免除〔拡充〕

<税目> (国 税) 石油石炭税

●沖縄電力(株)に係る固定資産税の軽減措置〔延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税

●産業イノベーション地域(仮称)における電気事業者に係る特例措置〔新設〕

<税目> (国 税) 法人税

概要

沖縄は、他地域と電力系統が連結されておらず、燃料輸送費が嵩み、独立した電力系統の構築が必要な離島を数多く有するなど、電力供給面における脆弱性を有しており、電気料金が他地域と比べて割高な状況にある。こうした沖縄において、電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、税制上の特例措置の延長及び拡充を図る。

また、沖縄において、地球環境の保全や電力供給構造の高度化への取組の促進を図るため、電気事業者が産業イノベーション地域内において導入した再生可能エネルギー設備に係る税制上の特例措置を設ける。

要望内容

- ・ 沖縄の電力用途の石炭の免税措置の延長
- ・ 沖縄の電力用途のLNGの免税措置の新設
- ・ 沖縄電力株式会社が有する電気供給業の用に供する償却資産に対して課税される固定資産税の課税標準を、通常の課税標準の2/3とするもの。
- ・ 電気事業用設備について、産業イノベーション地域制度の投資税額控除及び特別償却制度を準用
- ・ 適用期限5年

<以上、経済産業省と共同要望>

- ・ 電気事業者が産業イノベーション地域内において導入する再生可能エネルギー設備について、産業イノベーション地域制度の投資税額控除及び特別償却制度を準用
- ・ 適用期限5年

(8) 離島の振興

●沖縄の離島の旅館業に係る特例措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）特別土地保有税

概要

海洋島しょ圏を支える離島の振興を図るため、沖縄の離島における旅館業に係る課税の特例措置を延長する。

要望内容

- ・ 沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却（8%）の延長（5年）。
- ・ 特別土地保有税の非課税措置

(9) 地域振興と県民生活の支援

●沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）酒税

概要

泡盛などの沖縄県産の酒類について、県内各地域に所在する酒類製造業者の経営基盤の強化・安定を通じて沖縄の産業経済の振興を図るため、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき、①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷するものについて、酒税の軽減措置を延長する。

要望内容

- ・ 泡 盛：本土の税率の35%軽減
- ・ その他の酒類：本土の税率の20%軽減
- ・ 5年間延長（平成29年5月14日まで）

●揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）揮発油税及び地方揮発油税

概要

沖縄県内に移出等される揮発油について、県民生活の安定・向上や産業経済の振興

を図るため、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を延長する。

要望内容

- ・ 揮発油税及び地方揮発油税：7,000円/kℓ軽減
- ・ 5年間延長（平成29年5月14日まで）

（10）駐留軍用地跡地利用の促進

●駐留軍用地における公共用地先行取得に係る軽減措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

沖縄における駐留軍用地の返還後の円滑な跡地利用を促進するため、公共用地の先行取得に係る税制上の特例措置を新設する。

要望内容

- ・ 駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得控除の新設
（5,000万円）

2. 地域活性化の推進

- 構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）酒税

概要

今般、地域からの要望も踏まえ、さらなる地域産品の利用拡大や地域ブランド化を図ることなどにより、多様な地域の特性を最大限活用した地域の活性化を推進する観点から、特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、現行の農産物に加え、地域で豊富に採捕される水産物等を追加する。

要望内容

構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。

- 現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。
- 災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。

- 特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、法人事業税

概要

「日本再生のための戦略に向けて（平成23年8月5日閣議決定）」を受け、人口減少、長寿社会等における課題に対応するため、地域再生法の改正等により、当該課題に対応した地域づくり・まちづくりを推進することとしている。

こうした課題について、例えば、小規模商店の撤退による高齢者等の利便性の低下や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題については、一般社団・一般財団法人等が移動販売等による高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もある。しかしながら、これらの法人は事業継続のための資金

が不足している状況にあり、今後、こうした取り組みの普及と活性化を図るためには、より広範な主体からの支援が必要であり、民間による寄附の活発化につながる支援策を講じ、地域の活力の再生を図る。

要望内容

- ① 地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・長寿社会等に対応した特定の課題に資する特定地域再生計画（仮称）の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄付金について、特定公益増進法人と同様の寄付金の損金算入限度額を適用する。
- ② 法人税について、①の措置が認められた場合、法人住民税及び法人事業税について同様の効果を適用する。

3. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

●公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設〔新設〕

<税目>（国 税）登録免許税

概要

平成 23 年民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。

公共施設等運営権は物権とみなされ、抵当権を設定すること等ができるが、公共施設等運営権の設定や抵当権の設定等については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録され、その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなる。公共施設等運営権事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の課税に対する軽減措置を要望する。

要望内容

PFI 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する社会福祉施設、同法同条同項第 4 号に規定する観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望する。

<内閣府、国土交通省共同要望>

4. 特定非営利活動等の促進

- 認定特定非営利活動法人等、公益社団・公益財団法人への寄附金控除の年末調整対象化〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手である特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の活発化が今後も必要である。特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤を強化するため、寄附控除が受けられる認定特定非営利法人等、公益社団・財団法人について今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする。

要望内容

認定特定非営利活動法人等および公益社団・財団法人における寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とする。

＜その他＞

被災地で活動を行うNPO法人（認定NPO法人を除く。）で公益を目的とする事業を行っていることが認められるものについて、速やかに、指定寄附金の指定対象とする。

間接的な支援を行う公益社団・財団法人に対する寄附金についても、申請に応じ、速やかに指定する。

5. 公益活動の促進

- 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度（現行措置の拡充）〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化した公益社団・財団法人の、復興活動を始めとする公益活動を一層促進するとともに、その重要な原資である個人からの寄附を一層行いやすくするために、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、税額控除の対象とするよう要望する。

要望内容

公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附金が税額控除の対象となっている現在の要件を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を税額控除の対象とする。

6. 子ども・子育て支援の推進

●子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、
印紙税、地価税その他の関連する税目・国税徴収法等
（地方税）個人住民税、法人住民税、住民税(利子割)、事業税、
事業税(外形)、不動産取得税、固定資産税、事業所税、
その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税
その他の関連する税目（徴収規定等））

概要

平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年 6 月 29 日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第 1 条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。

子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成 23 年 7 月 29 日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。

要望内容

子ども・子育て新システムの構築に伴い、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。

<内閣府、文部科学省、厚生労働省共同要望>

7. 科学技術の振興

- 国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置〔新設〕
<税目>（国 税）所得税、法人税、相続税、登録免許税、印紙税、消費税、地価税その他の関連する税目
（地方税）住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉾区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税

概要及び要望内容

国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設については、「新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）」において、国の研究機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。」とされており、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においても、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。」とされている。

以上を踏まえ、国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設を見据え、税制上の所要の措置を講じる。

8. 防災対策の推進

- 街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設〔新設〕
<税目>（国 税）法人税、所得税

概要

人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚

大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）を策定した地域内において、耐震改修工事を実施した耐震改修促進法第6条の特定建築物について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を創設する。

要望内容

上記特別償却制度について、適用期限を2年間（平成24年4月1日から平成26年3月31日）とする。

<国土交通省、内閣府共同要望>

- 大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設〔新設〕
<税目>（国 税）法人税、所得税

概要

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物）で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を創設する。

要望内容

上記特別償却制度について、適用期限を3年間（平成24年4月1日から平成27年3月31日）とする。

<国土交通省、内閣府共同要望>

9. 男女共同参画の推進

- 配偶者控除の見直し〔縮小・廃止を含めた見直し〕
<税目>（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

所得税・個人住民税における配偶者控除の縮小・廃止を含めた見直し

要望内容

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

(理由)

平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。

また、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。

さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成 23 年 6 月 16 日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。

こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

<厚生労働省、内閣府共同要望>

連絡先一覧(税制改正関係)

	事項名	担当局・課
-	内閣府全般	大臣官房企画調整課
1(1)	国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)に係る課税の特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
	沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
1(2)	国際物流拠点産業集積地域(仮称)に係る課税の特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(3)	情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る課税の特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(4)	金融業務特別地区に係る課税の特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(5)	産業イノベーション地域(仮称)に係る課税の特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(6)	経営革新計画に係る特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
	経営基盤強化計画に係る特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(7)	沖縄の電力用途の石炭及びLNGに係る石油石炭税の軽減措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
	沖縄電力(株)に係る固定資産税の軽減措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
	沖縄の特性に応じた再生可能エネルギー設備の導入を促進するための特例	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
	産業イノベーション地域(仮称)内における電気事業者に係る特例	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
1(8)	離島の旅館業に係る特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
1(9)	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置	沖縄振興局参事官(調査金融担当)
	揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置	沖縄振興局参事官(調査金融担当)
1(10)	駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(政策調整担当)

2	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充	地域活性化推進室
	特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	地域活性化推進室
3	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	PFI推進室
4	認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	大臣官房市民活動促進課
		大臣官房公益法人行政担当室
5	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度	大臣官房公益法人行政担当室
6	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	政策統括官(共生社会政策担当)付少子化対策担当
7	国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(基本政策担当)
8	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
9	配偶者控除の見直し	男女共同参画局調査課

※内閣府代表 03-5253-2111